

特定非営利活動法人Lien定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Lienという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育て世代の子どもや大人に対して、こころと体の健康増進に関わる活動、子ども向けの食事や学習サポート、居場所の提供、育児相談に関する事業を行い、親子共に豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子ども食堂事業
 - ② 子育て支援や家庭教育問題等に関する事業
 - ③ 居場所づくり事業
 - ④ 女性支援に関する事業
 - ⑤ 前各号に関するイベントの企画及び受託、委託、協働等の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中野	理恵
副理事長	中野	祐治
副理事長	谷本	健
理事	上村	雅人
同	清水	優美
監事	田中	慎太郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| (1) | 正会員入会金 | なし |
| | 正会員会費 | 年額5,000円 |
| (2) | 賛助会員入会金 | なし |
| | 賛助会員会費 | 年額10,000円 (1口以上) |

役員名簿

特定非営利活動法人Lien

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有 無
理 事	なかの りえ 中野 理恵		無
副理事長	なかの ゆうじ 中野 祐治		無
副理事長	たにもと たけし 谷本 健		無
理 事	しみず ゆうみ 清水 優美		無
理 事	うえむら まさと 上村 雅人		無
監 事	たなか しんたろう 田中 慎太郎		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人Lien

設立代表者 中野 理恵

1 趣旨

平成27年の国勢調査で国が正式発表している共働き世帯の割合は47.6%でしたが、改めて精査した結果、日本の共働き夫婦の割合は64.3%とも言われております。この差の正体は「リタイア世代を計算に含めているか否か」です。国勢調査の結果として公表されている47.6%はリタイア世代も含まれています。

そのため、共働き世帯の実態を掴む上で私たちが真に注目すべきは、リタイア世代を除いた数値＝現役世代のみの数値である64.3%です。

そうすると、平成27年の時点で現役世代の5世帯のうち3世帯以上が共働きをしているということになります。すでに共働き世帯の割合は、現代における多数派になっていると言えるでしょう。

このような社会情勢において国の「子どもの貧困対策法」では、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」と明記されています。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」では、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」という基本方針のもと、約40項目の重点政策、25の指標が掲げられております。親から子への『貧困の連鎖』を断ち切ることが狙いにあります。

日本のひとり親世帯の貧困率2022年時点では44.5%で、数字を公表しているOECD加盟33カ国中でワースト5位の数字でもあります。

私が住む大阪市福島区近辺は、貧困層の割合は比較的少ないようにも感じられるものの、共働きで孤食化もすすみ、また近隣とのコミュニケーションが少なくなっている現状、頼れる隣人の存在などがおらず孤立した親子が増えていると言えます。

この私どもの「子ども食堂つむぎ」の設立、運営を中心として、子どもたちが自由に将来のビジョンを描き、その実現に向けて充実した生活ができるように支援し、孤立した親子や、頑張りすぎる親の心のケアを地域全体で応援していくことができれば、子供の虐待防止、ネグレクトの防止となり、親子共に未来に夢や希望を持って成長できる地域社会を実現させるために『特定非営利活動法人Lien』を設立いたします。

主な取り組み

1. 子ども食堂（食事の提供）

経済的に恵まれない子ども達や、共働きの子どもたちに栄養のある食事を継続的に無償で提供すること、またママ時間（休息やリフレッシュの時間）を確保しゆとりある子育てになるために、楽しく食事を摂る空間を提供します。

2. 無料～500円までのアクティビティや学びの場の提供

ワークショップなどのアクティビティを通して子どもたちが楽しみながら生きる力を伸ばし、意欲と創造性を育む場を提供します。

3. 教員免許を持つスタッフによる勉強サポート

自己肯定感を高め、上級の学校に進学して「貧困の連鎖」を断ち切るべく、進学を可能とする学習の場を確保し、継続的な学習習慣が身に付くよう支援し、学習指導や進路相談等の支援をします。

活動が不特定かつ多数の者の利益の増進（公益）に寄与すること

1. 令和6年9月より30名までを対象に週1日子ども食堂つむぎを開催し、これにより経済的に恵まれない家庭や孤食の子ども達が心豊かで充実した生活づくり、また学区の違う子どもたちと出会うことで友人の幅が広がり、切磋琢磨できる仲間が存在ができることにより、子ども達の健全な育成を図ることが可能となります。
2. 教員免許を持つスタッフによる効果的な学習及び進路指導を行うことで、子ども達の職業能力の開発も可能となります。将来的には経済的困難を乗り越えるために日本人の平均以上の生活を可能にする雇用の機会の拡充が実現できる可能性が高くなります。
3. 子ども食堂開催に伴い、親のママ時間（休息やリフレッシュの時間）の確保に繋がり、子どもとの関わりにもゆとりが生まれます。
4. アクティビティの開催により、積極的に子どもたちが参加しやすいものとなり、子どもの意欲と創造性の向上、また親が行かせやすい環境作りにつながります。
5. 上記1、2により「あきらめ感」による高校中退者が減少し、自分達の将来にもっと希望を持ち、未来を明るく考えられる子ども達が増えることになり、子どもの健全な育成が図られるようになります。
6. 子ども達が「負の連鎖」を断ち切っていくことで将来の所得が増え、福祉の増進や地域の経済活動の活性化が図られるようになります。
7. 上記3、4により、親の心のケアに繋がり、ネグレクト予防や、虐待防止につながります。

法人化を目指す理由

子供の虐待防止、ネグレクトの防止のためにも、孤立してしまいがちな家庭が地域の人々となつながりを持ち、誰もが支援者となって多くの地域の人々に参画の輪を広げるような場にするには、社会的に認められた組織で活動する必要があると考えています。

各種契約を法人名で行うこと、積極的な情報開示を行うことなど、対外的にも法人の信用度を向上させることで支援者がより安心して寄付や事業への参画等がしやすくなり、設立目的である「孤立する親や子どもが一人もいない地域社会を実現する」という社会貢献事業を行うために特定非営利活動法人化を目指しました。

2 申請に至るまでの経過

2024年7月26日	任意団体子ども食堂つむぎ設立
2024年9月11日	子ども食堂つむぎスタート
2024年10月	発起人会を開催
2025年1月19日	設立総会を開催

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人Lien

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について広報活動を行い、会員および支援者の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、誰もが来たくなる場所を作り、必要とする人々が安心して利用できる場所を提供する。そして親と子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すことを実施方針とします。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども食堂事業

【内 容】 小中学生の子ども達に無料で食事を提供する

【実施場所】 大阪市福島区玉川 3-3-1 9

【実施日時】 週1回（毎週水曜日）午後4時から午後8時まで

【事業の対象者】 大阪市北区、福島区、西区の小学生、中学生

【収 益】 0千円

【費 用】 1,354千円（食材費100千円×12ヶ月 消耗品@12千円
備品100千円 車両費3500円×12ヶ月 ）

(2) 子育て支援や家庭教育問題等に関する事業

【内 容】 子ども達への無料学習指導をする。

【実施場所】 大阪市福島区玉川 3-3-1 9

【実施日時】 週1回（毎週水曜日）

【事業の対象者】 大阪市北区、福島区、西区の小中学生

【収 益】 0千円

【費 用】 0千円

(3) 居場所づくり事業

【内 容】 ママコミュニティを作り、相談できる場所を作る。
子ども達へのワークショップを開催する。

【実施場所】 大阪市福島区玉川 3-3-1 9

【実施日時】 年4回

【事業の対象者】 大阪市北区、福島区、西区の小中学生とその保護者

【収 益】 60千円（参加費1千円×15名×4回 ）

【費 用】 40千円（材料費10千円×4回 ）

(4) 女性支援に関する事業

【内 容】 女性が自立するためのスキルアップ講座を開催する

【実施場所】 大阪市福島区玉川 3-3-1 9

【実施日時】 不定期 随時

【事業の対象者】 子育て中の保護者

【収 益】 0千円

【費 用】 0千円

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Lien

I 事業の実施方針

特定非営利活動に係る事業については、誰もが来たくなる場所を作り、必要とする人々が安心して利用できる場所を提供する。そして親と子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すことを実施方針とします。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども食堂事業

- 【内 容】 小中学生の子ども達に無料で食事を提供する
【実施場所】 大阪市福島区玉川3丁目3番19号
【実施日時】 週1回（毎週水曜日）午後4時から午後8時まで
【事業の対象者】 大阪市北区、福島区、西区の小学生、中学生
【収 益】 0千円
【費 用】 1,672千円（食材費@125千円×12ヶ月 消耗品@30千円
備品100千円 車両費3.5千円×12ヶ月）

(2) 子育て支援や家庭教育問題等に関する事業

- 【内 容】 子ども達への無料学習指導をする。
【実施場所】 大阪市福島区玉川3丁目3番19号
【実施日時】 週1回（毎週水曜日）
【事業の対象者】 大阪市北区、福島区、西区の小学生、中学生
【収 益】 0千円
【費 用】 0千円

(3) 居場所づくり事業

- 【内 容】 ママコミュニティを作り、相談できる場所を作る。
子ども達へのワークショップを開催する。
【実施場所】 大阪市福島区玉川3丁目3番19号
【実施日時】 年4回
【事業の対象者】 大阪市北区、福島区、西区の小中学生とその保護者
【収 益】 100千円（参加費1,000円×25名×4回）
【費 用】 72千円（材料費18,000円×4回）

(4) 女性支援に関する事業

- 【内 容】 女性が自立するためのスキルアップ講座を開催する
【実施場所】 大阪市福島区玉川3丁目3番19号
【実施日時】 年4回
【事業の対象者】 子育て中の保護者
【収 益】 100千円（受講料1,000円×25名×4回）
【費 用】 40千円（広告費10,000円×4回）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人Lien

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	240,000	290,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	700,000		
施設等受入評価益		700,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
子ども食堂事業収益	0		
子育て支援や家庭教育問題等に関する事業収益			
居場所づくり事業収益	60,000		
女性支援に関する事業収益		60,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			1,550,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
食材費	1,200,000		
消耗品費	12,000		
備品	100,000		
材料費	40,000		
車両費	42,000		
広告費			
その他経費計	1,394,000		
事業費計		1,394,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	50,000		
事務用品	50,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			1,494,000
当期経常増減額			56,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			56,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			56,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人Lien

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	480,000	530,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	960,000		
施設等受入評価益		960,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
子ども食堂事業収益	0		
子育て支援や家庭教育問題等に関する事業収益			
居場所づくり事業収益	100,000		
女性支援に関する事業収益	100,000	200,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			2,190,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
食材費	1,500,000		
消耗品費	30,000		
備品	100,000		
材料費	72,000		
車両費	42,000		
広告費	40,000		
その他経費計	1,784,000		
事業費計		1,784,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	50,000		
事務用品	50,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			1,884,000
当期経常増減額			306,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			306,000
前期繰越正味財産額			56,000
次期繰越正味財産額			362,000